

議案第 6 7 号

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年前橋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「法第 2 0 3 条の 2 第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。